

○玉野市私道の市道編入基準

1 目的

この基準は、私道を市道として認定するために必要な事項を定め、市道の適正な管理と道路網の整備を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受ける道路及び県又は市が管理する道路（農道、林道等）以外の道路
- (2) 編入 所定の手続きを経て市道に認定すること
- (3) 道路の幅員 車両通行可能な有効幅員（のり敷及びL型側溝の立ち上がり部を除く）
- (4) 開発道路 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による開発許可を受け開発行為によって開発区域内に設置された道路
- (5) 位置指定道路 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路

3 編入の条件

市道に編入する私道（以下「編入道路」という。）は、公共の福祉を増進すると認められる道路で、次の各号に掲げるものから「5 道路の位置」までの規定に適合するものでなければならない。

- (1) 編入道路は、必要とされる施設等を完備し、その機能を有効に発揮できる形状であること。
- (2) 編入道路の敷地内に道路法第 32 条に規定する道路占用許可を受けることができない物件が存在しないこと。また、占用物件は、道路管理上支障を生じない状態であること。
- (2) 編入道路を構成する土地と隣接地の境界が地積測量図において確認することができ、市への所有権の移転登記が可能であること。
- (3) 編入道路に係る土地について、所有権以外の権利関係の設定がある場合は、当該権利関係の抹消登記が完了していること。
- (4) 編入道路に係る土地の所有者全員が、当該土地を無償で玉野市に寄附する意思のあること。

- (5) 開発道路及び位置指定道路については、完了後2年以上経過したもので計画戸数の6割以上予定建築物が建築されていること。なお、編入までの維持管理については、申請者で行うこと。

4 構造基準

編入道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び関係法令の基準に適合するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別な事由等により、市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 道路の幅員は、4.0メートル以上とし、路面はアスファルト舗装であり、路面排水に支障がないこと。
- (2) 道路側溝は、道路の両側に設置することを原則とし、その構造は維持管理上及び車両の通行上、支障がなく、必要な排水能力を有し、公共用地等を経由して流末処理されていること。
- (3) 道路側溝蓋を設置する場合は、少なくとも10.0メートルに1枚の割合でグレーチング（騒音防止ゴム付き滑り止めタイプのもの）を使用すること。また、道路側溝蓋（グレーチングを含む）の耐荷重については、車道側溝は20トン以上とし、歩道側溝は2トン以上のものとするが車道進入部分については車道側溝と同様の基準とする。
- (4) 国道、県道又は市道への接続部においては、両側に隅切りを設けること。
- (5) 道路には安全を確保するために必要な附属施設（防護柵、カーブミラー、街灯など）が設置されていること。
- (6) 電柱については、宅地内に設置していること。
- (7) 袋路状道路については、終端に道路に関する技術基準に適合した転回広場が設けられていること。
- (8) 開発道路及び位置指定道路は、その許可の内容に合致していること。
- (9) 前各号に定めるもの及びその他の施設については、道路管理上支障のない構造を備えていること。

5 道路の位置

編入道路の位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共のために必要な位置にあり、かつ、少なくともその一端が国道、県道又は市道に接続していなければならない。ただし、開発道路及び位置指定道路として築造される場合は、それぞれの基準によることとする。

(2) 諸般の交通事情及び公益の見地から、市道に編入することが適当と認められるものであること。

(3) 袋路状道路の場合、2戸以上（利用戸数の半数以上が集合住宅の場合を除く）の利用があること。ただし、延長敷地もしくはそれと同等と判断される形状のものについてはこの限りでない。

6 編入の方法

道路を市道に編入する方法は、道路の敷地及び橋梁その他工作物の寄附によるものとする。

7 編入の申請

市道の編入を申請しようとする者は、玉野市市道編入申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 地積測量図
- (4) 構造図
- (5) 橋梁その他工作物調書
- (6) 占用物件調書
- (7) 不動産登記簿
- (8) 移転登記に必要な関係書類

8 編入の検査

市長は、「7 編入の申請」の申請書を受理したときは、道路の構造及び位置等について「3 編入の条件」から「5 道路の位置」までの規定に適合しているかどうかについて現地を検収し編入する。ただし、「3 編入の条件」から「5 道路の位置」までの規定に不適合の場合は、基準に適合する手直し等の指示を行い、基準に適合すると認められる場合に編入するものとする。

なお、手直し等の完了が、手直し等の指示から1年以上経過した場合は、再度編入の申請を行うこととする。

9 委任

この基準に定めるもののほか、市道への編入に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。